

## 醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県ワイン産地の維持・発展に資するため、醸造用ぶどうの高品質化及び栽培面積・生産量の維持、並びに安定供給を図ることを目的として、醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、推進会議に対し、交付するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助額)

第3条 この事業は、推進会議の取組によりワイナリーとの長期取引契約を締結した生産者及び新たにほ場を借り受けたワイナリーが行う、別表1に掲げる醸造用ぶどうの新植・改植に伴う柵・垣根等の修繕、土壌改良、苗木の購入及び育成に要する経費その他これに付随する経費に対して補助を行うものとし、補助額は別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書の様式及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする推進会議は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により推進会議に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助事業の完了)

第7条 この補助事業は、柵・垣根等の修繕及びほ場への苗木の植え付けをもって完了とし、天災など特別な場合を除き、補助事業が完了しない場合においては、既に交付された補助金がある場合は返還しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 推進会議は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により、推進会議に通知するものとする。

- 2 知事は、推進会議に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。

- 2 推進会議は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。
- 3 醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

- 4 ソワノワール長期契約栽培推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、ソワノワール長期契約栽培推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

交付対象となる 醸造用ぶどう品種	甲州（推奨4系統） ソワノワール
---------------------	---------------------

別表 2

補助額（定額）	10アール当たり100,000円
対象経費	棚・垣根等の修繕費、土壌改良費、苗木代、育成費等
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象面積は、別表1の醸造用ぶどうを新植・改植する面積とする。</li><li>・補助金の額は、補助対象面積に交付単価を乗じて得た額とし、1,000円未満を切り捨てとする。</li></ul>

(様式第1号)

番  
年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

交付申請額 円

- ※ 別記「醸造用ぶどう安定供給体制確立事業計画書」を添付
- ※ 押印省略して差し支えない

別記

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業計画書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 生産者とワイナリーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(4) 今後の推進会議の開催計画

開催日	開催場所	内 容	備 考

4 申請額の算出

(1) 長期取引契約の締結実績

契約生産者名	契約ワイナリー名	対象品種名	契約面積 (a)
合 計			

(2) ワイナリーのほ場貸借実績

ワイナリー名	ほ場所有者名	対象品種名	賃借面積 (a)
合 計			a

(3) 補助金交付申請額

	対象品種名	交付対象面積 (a)	交付申請額 (千円)
長期取引契約の締結による事業実施	甲州		
	ソワノワール		
ワイナリーのほ場貸借による事業実施	甲州		
	ソワノワール		
合 計		a	千円

※面積は a 換算で小数点第 2 位以下は切り捨てとする。

5 事業完了予定日                    年            月            日

6 添付資料

- (1) 契約書の写し（長期取引契約の場合）
- (2) ほ場の貸借内容が分かる書類（ワイナリーのは場貸借の場合）
- (3) ほ場の面積が確認できる書類
- (4) 暴力団等を排除するための誓約書（契約生産者）

(様式第2号)

番  
年 月 日

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 殿

山梨県知事 印

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金については、同交付要綱第5条及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった醸造用ぶどう安定供給体制確立事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分

に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番  
年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

※ 押印省略して差し支えない

(様式第4号)

番  
年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱第8条の規定により、別記のとおり報告します。

1 補助金の額 金 円

2 支払の方法 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 (当座・普通)

(ふりがな)

口座名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

※ 押印省略して差し支えない

別記

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業実績報告書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 生産者とワイナリーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

#### 4 補助金額の算出

##### (1) 長期取引契約の締結実績

契約生産者名	契約ワイナリー名	対象品種名	契約面積 (a)
合 計			

##### (2) ワイナリーのは場貸借実績

ワイナリー名	は場所有者名	対象品種名	貸借面積 (a)
合 計			a

##### (3) 補助金額

	対象品種名	交付対象面積 (a)	補助金額 (千円)
長期取引契約の締結による事業実施	甲州		
	ソワノワール		
ワイナリーのは場貸借による事業実施	甲州		
	ソワノワール		
合 計		a	千円

※面積は a 換算で小数点第 2 位以下は切り捨てとする。

5 事業完了日      年 月 日

6 添付資料

(1) 実施状況がわかる写真

(様式第5号)

番  
年 月 日

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名 殿

山梨県知事 印

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金の交付額について、同交付要綱第9条第1項及び山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 確定額    | 金 | 円 |
| 2 | 概算払済み額 | 金 | 円 |
| 3 | 精算払額   | 金 | 円 |
| 4 | 返納額    | 金 | 円 |

(様式第6号)

番  
年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議  
代表者名

年度醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 (当座・普通)

(ふりがな)

口座名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

※ 押印省略して差し支えない

# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人にあつては法人名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

( 男 ・ 女 )

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※ 押印省略して差し支えない